

第3編 風水害等編

第3編 風水害等編

第1章 災害予防計画（風水害等編）

風水害等災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために、土砂災害予防等の村土の保全、防災に関する教育訓練、災害用食糧、物資資材の備蓄整備、気象、水防、消防、救助施設の整備、火災予防、その他の災害について定め、その実施を図る。

第1節 土砂災害予防計画

1. 現況

村内の急傾斜地は、平成12年調査では自然斜面11箇所がある。その内、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」による急傾斜地崩壊危険区域に指定されている箇所は1箇所のみである。（急傾斜地崩壊危険箇所については、資料編（第1編 第1章）4-1～4-2を参照する）

2. 危険区域

本村においては、楚辺地区の一部が急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。

【急傾斜地崩壊危険区域の指定】

- (1) 崩壊するおそれのある急傾斜地は、法律に基づき、県知事が急傾斜地崩壊危険区域を指定するため、村長は、県知事と協議し指定を依頼する。
- (2) 区域の指定を受けた急傾斜地崩壊危険区域については、県知事が村と連携を取り、急傾斜地の崩壊が生じないように所有者を指導する。

【土地所有者等に対する指導】

- (1) 危険な擁壁や自然崖について改善の指導、勧告を行う。
- (2) 所有者に維持保全義務を認識させる。
- (3) 台風や大雨時にバトロールを実施し、危険箇所付近の村民に注意を促す。

【崩壊防止工事の実施】

- (1) 建築物の建て替え時に、法律に基づき擁壁の設置等の指導を行う。
- (2) 村が行う防災関連の補助を用いて工事を行うよう指導する。

【急傾斜地崩壊危険箇所の指定基準】

- (1) 傾斜度が30度以上、高さが5m以上の斜面で崩壊により危害が生ずるおそれがある人家が5戸以上ある区域
- (2) 同様な斜面で人家は5戸未満であっても、官公署、学校、病院、公民館、旅館等に危害が生ずるおそれがある区域

【急傾斜地崩壊危険区域】

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」において「急傾斜地」とは、傾斜度が30度以上である土地をいう。県知事が村長の意見をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、以下の行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するもの。

〈制限される行為〉

- (1) 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為
- (2) ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- (3) のり切、切土、掘さく又は盛土
- (4) 立木竹の伐採
- (5) 木竹の滑下又は地引による搬出
- (6) 土石の採取又は集積
- (7) 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為を政令で定めるもの

3. 対策

村は、県が実施する警戒避難対策等による被害防止が困難な危険箇所の把握、土砂災害防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法及び砂防法など関係法令に基づく危険区域の指定等の防災対策に協力するものとする。

4. 警戒避難体制の整備

(1) 急傾斜地等の巡回

大雨・台風等の災害により崩壊が予想されるときは、急傾斜地崩壊危険区域及び危険度の高い地域の巡回を強化する。

(2) 土砂災害警戒区域指定

土砂災害防止法（第7条）に基づき、県知事により指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、ハザードマップ等により村民に周知するなお、警戒区域内に要配慮者施設がある場合は、施設ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該施設における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

(3) 災害防止に関する指導・監督（実施主体：都市計画課、土木建設課）

軟弱な地盤や造成地において、土砂災害等の二次災害を防止するため、村内に指定されている急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所等の地形、地質、地盤条件を考慮し、建築基準法他関連法令にそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて災害の未然防止を図る。

また、造成後は巡視等による違法開発行為の取締りを行うほか、梅雨時期、台風時期には、巡視を強化する等、災害を未然に防止する。

5. 土地利用の適性化の誘導

土地利用による災害を防止するため、災害危険度の的確な把握を行う。

また、安全の確保という観点から総合的な検討と土地利用の適性化の指導を行う。

第2節 高潮等災害予防計画

1. 高潮防災施設の整備

(1) 現況

重要水防区域及び危険予想箇所については、村内河川及び海岸等の危険箇所を調査把握し、災害が予想される場合は巡察する。なお危険箇所の補修改修については、県水防計画に定める基準に基づき整備を行う。

資料編（第2編 第2章）3-1~3-3 参照

(2) 対策（実施主体：総務課）

海岸を防護するため、管理または海岸法第2条の海岸保全施設の必要な海岸について同法第3条の海岸保全区域の指定を促進する。

ア 施設の改築や補強により既存保全施設の機能の強化を図る。

イ 海岸と海岸付近の各施設（河川施設・港湾施設・漁港施設）との連携や利用面等に考慮して、防護を必要とする区域の海岸保全施設の整備を促進する。

ウ 高潮防災施設の適切な点検・管理を行う。

エ 越流した水が長時間背後地に湛水するおそれがある地区について、背後地の内水対策を行う。

オ コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を行う。

2. 村民の津波・高潮避難計画

村地域防災計画に掲げる津波避難計画との整合性をとりつつ、要配慮者対策も含めた地域ぐるみの避難行動プランを作成するために、自主防災組織の結成促進に努め自主防災組織を中心に、「自助」「共助」による津波・高潮避難対策の検討を進める。村は、村民の津波・高潮避難対策に係わる計画作成等の支援に努める。

3. 消防機関等の活動

村は、ニライ消防及び消防団が津波・高潮からの円滑な避難の確保等のために講ずる。措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

- (1) 津波・高潮警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波・高潮からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波・高潮避難計画作成等に対する指導
- (4) 救助・救急
- (5) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

4. 警戒避難体制の整備

県は、沖縄県高潮被害想定調査結果（平成18年度～平成19年度）を市町村に普及し、高潮浸水想定区域における高潮避難計画の策定及び高潮ハザードマップの作成・普及を支援する。

市町村は、津波・高潮ハザードマップ作成マニュアル（内閣府ほか、平成16年）等を活用して、高潮避難計画を検討し、高潮ハザードマップの作成・普及を実施する。

第3節 建築物等災害予防計画

本計画は、風水害、地震、大火災等による建造物の災害を防御するため下記項目について、防災建造物の建設を促進し、建造物被害の減少を図る。

1. 市街地再開発対策（実施主体：都市計画課）

村は、市街地における延焼火災等の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、密集した市街地の再開発を検討する。

2. 不燃、耐風耐震性建築物の促進対策（実施主体：都市計画課、施設整備課）

村は、建築物の耐震化等に関する村民からの相談に応ずるとともに、耐震診断及び耐震補強等に関する技術指導、啓発等を行う。特に、耐風対策強化のため、一般住宅への雨戸設置の推奨を図る。

3. 公共建築物の耐風、耐震、耐火対策（実施主体：都市計画課、施設整備課）

県及び村は、公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進めるものとする。

特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行うものとする。

4. 公共建築物の定期点検及び定期検査（実施主体：関係各課）

県及び村は、公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保するものとする。

5. 公共建築物の設計不燃耐震化指導（実施主体：都市計画課、施設整備課）

村は、今後建築される公共建築物については、設計段階で不燃堅牢な施設とするよう指導する。

6. 建築設備の保全指導（実施主体：都市計画課、施設整備課）

建築基準法に基づき、昇降機等の保全について指導を行い、安全の確保を行う。

7. 要保安建築物からの村民の転居（実施主体：土木建設課、総務課）

地すべり、崖崩れ等により、生命、財産に危険を及ぼすおそれのある地域に居住しているものについては、危険地域外への移転を促進し安全を図る。

8. ライフライン施設等の機能確保

電気、ガス、上下水道、電話等の各ライフライン事業者は、洪水や地震に対する機能の確保に努めるとともに、災害発生時には、早期復旧できる体制を確保する。

9. 危険物施設等の安全確保（実施主体：ニライ消防）

発火性又は引火性を有する物品を製造、貯蔵、取扱いをする危険物施設等災害発生時に周辺住民に危険を及ぼす施設への安全確保指導を強化する。

第4節 火災予防計画

火災の発生を未然に防止するための対策は、次のとおり実施する。

また、本村における火災発生件数と出火率の推移及び火災状況については、資料編（第3編第1章）4-1～4-2を参照する

1. 消防力・消防体制等の拡充強化

村は、次の指導又は措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図る。

- (1) 消防教育訓練の充実強化
教育訓練計画に基づき消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。
- (2) 消防制度等の確立
消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。
- (3) 消防体制の充実・指導
消防広域化の促進及び消防団の体制強化を図る。
- (4) 消防施設・設備の整備促進
消防水利及び消防車両等の整備促進を図る。

2. 火災予防査察・防火診断

村及びニライ消防は、火災の発生拡大を防止し避難の確実を図るため、消防用設備等（消火設備、警報設備、避難設備、消防用水、消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行う。

- (1) 査察の時期
 - ア 定期査察
定期に行う査察対象物の指定、査察班及び期間について定める。
 - イ 臨時査察
次の場合で必要と認めるとき、査察ができる体制を整えておく。
 - (ア) 年末、年始、祭礼等
 - (イ) 防火対象物の新築
 - (ウ) 村内の村民から特に要請があったとき
- (2) 査察の対象物
 - ア 特殊対象物に対する査察
 - (ア) 学校、官公署
夏季休暇、年度末等の時期を利用し、防火構造、消火設備、避難設備、防火管理体制等を重点的に査察する。
 - (イ) 宿泊施設、娯楽施設
春の行楽期等における人出を考慮し、その時期前に消火設備、避難設備、防火管理体制等を重点的に査察する。
 - (ウ) 商店
季節的支出期に入る前に消火設備、避難設備、防火管理体制等を重点的に査察する。
 - (エ) 危険物等関係施設
年間立入検査を通じ施設の構造設備取扱い要領等、防火管理体制等を重点的に査察する。
 - イ 一般住宅
火災の多発期を控えた11月から12月にわたる秋季及び3月の春季火災予防運動週間を通じ、火を取扱う設備及び器具を重点的に防火診断する。
 - ウ 消防活動をする上で影響のある調査対象物
消火栓、防火水槽、河川水、海水、プール等。

3. 消防施設の整備拡充

(1) 消防水利の多様化等

村は、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

4. 火災発生の未然防止

(1) 村長は、消防法第22条に基づき、沖縄気象台が発表した火災気象通報を知事（防災危機管理課）から受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

(2) 村長が前項の警報を発したときは、当該警報が解除されるまでの間、村民は比謝川行政事務組合火災予防条例で定める火の使用制限に従わなければならない。

第5節 林野火災予防計画（実施主体：ニライ消防、農業推進課）

山林火災は、入山者のたばこ、たき火等の火の不始末が原因となることが多い。ひとたび山林火災が発生すると地理的条件や気象条件等によっては、その消防活動は極めて困難となり、人命を奪う危険性や人家への延焼等大きな被害に発展する可能性がひそんでいる。

また、貴重な森林資源を焼失することになるので、林野火災を予防、警戒及び鎮圧して火災による災害の拡大防止を図るため次の対策を講ずる。

1. 林野火災対策の推進

(1) 村は、県が設置した林野火災対策推進協議会に参加し、関連機関との連絡調整を図ることによって、林野火災総合訓練等の計画推進体制の強化に協力する。

(2) 林野火災が発生し、拡大するおそれがある場合における関係機関の通報連絡は次のとおり行う。なお通報連絡は、できる限り火災発生の日時、場所、火災現場の状況、被害の程度、とりつつある措置等を明らかにして行う。

(3) 村において、延焼範囲が拡大し広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系の整備を図るとともに、災害の現地において必要があると認めるときは読谷村対策本部を設置する。（通報連絡系統図については、資料編（第3編 第1章）5-1を参照する）

2. 林野火災予防計画の樹立

(1) 自然水利の活用等によって防火用水を確保する。

(2) 火入等に当たっては森林法（昭和26年法律第249号）に基づくほか、消防機関との連絡調整を行う。

(3) 火災多発時期において巡視を強化する。

(4) 普及宣伝活動を行う。

3. 出火防止対策

(1) 村は、入山者の注意を喚起するため、山火事防止の標柱、標板等の設置に努める。

(2) さとうきび葉等の焼払いに起因する林野火災の多発にかんがみ、適正な火入れの指導、特に強風、乾燥時における火気の取扱についての指導を強化する。

(3) 村及び森林管理署は、森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。

(4) 火入れに際しての消火設備、監視員の配置及び防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。

4. 林野火災対策用資機材の整備と操法訓練

- (1) 村は、林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火等補給基地の整備の促進を図る。
- (2) 林野面積の多い地域を対象に、関係機関共同で、林野火災用空中消火資機材の操法訓練等を実施する。

5. 防火思想の普及

村長は、防災関係機関の協力を得て、一般村民並びに入山者に森林愛護及び防火思想の普及徹底を図る。

第6節 竜巻災害対策（実施主体：総務課、ニライ消防）

近年全国で多発している竜巻における人的被害、家屋被害等の状況を踏まえ、竜巻に関する知識の普及啓発及び被災後の迅速な対応を図る。

1. 竜巻に関する知識の普及啓発

竜巻は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生し、特に、海面が暖かく上昇気流が発生しやすい沿岸部で多く発生する。しかし、積乱雲は必ずしも竜巻を起こすわけではなく、現在の科学技術では、進路を予測するのは困難である。

そのため、竜巻の発生に係る情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に村民に伝達し、避難誘導を図ることが必要である。

- (1) 本村、県及び消防機関は、竜巻災害のメカニズムと以下に示す過去の被害の実績を広く広報し、村民の啓発に努める。
- (2) 竜巻来襲時、多くの村民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所に留まるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造など堅牢な建築物などの安全な場所に退避する。
- (3) 低い階（2階よりも1階）、窓から離れた家の中心部がより安全である。
- (4) プレハブ等の強度が不足する建築物より、乗用車内の方が安全である可能性が高いが、可能な限り堅牢な建築物への誘導を図る。

2. 防災関係機関との連絡体制の整備

竜巻の発生を予測することは困難なことから、村、県、県警察、消防機関、その他防災関係機関は、相互に平常時から連絡窓口の確認を行う等円滑な連絡体制の整備に努める。

第7節 危険物等災害予防計画

危険物等による災害を未然に防止するための対策は次のとおり実施する。

危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における保安体制の強化、法令の規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及徹底を図る。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1款 危険物災害予防計画	ニライ消防
第2款 毒物劇物災害予防計画	県

第1款 危険物災害予防計画（実施主体：ニライ消防）

1. 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、その都度災害予防上必要な指導を行う。

村内の危険物取扱施設については、資料編（第2編 第2章）27-1を参照

2. 危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

3. 保安教育の実施

危険物製造所等の管理者、監督者は、取扱い者に対し、保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

4. 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について、次の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

(1) 火災、爆発等の防止対策

取扱う危険物の性状、数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

(2) 危険物施設の管理、点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正にできるよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等危険物施設の維持管理の徹底を図る。

(3) 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

(4) 保安体制の整備、確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と、村及び消防機関等に対する通報体制を確立する。また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定めておく。

(5) 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

(6) 化学車及び消防機材の整備

ニライ消防は化学車及び消防機材の配置整備を図り、また事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。

第2款 毒物劇物災害予防計画（実施主体：県）

1. 方針

災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等不足の事態に備えて、以下の事項の徹底を図る。

- (1) 毒物及び劇物の取扱状況等の把握
- (2) 毒物及び劇物危害防止規定の策定
- (3) 定期点検及び補修の実施
- (4) 安全教育及び訓練の実施
- (5) 事故対策組織の確立

第8節 上・下水道施設災害予防計画

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1款 上水道施設災害予防計画	水道課
第2款 下水道施設災害予防計画	施設整備課

第1款 上水道施設災害予防計画（実施主体：水道課）

1. 上水道施設の耐震性の強化

村は、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の耐震化・停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」等によって十分な耐震設計及び耐震施工を行う。

施設の維持管理に際しては、「水道事業等における地震対策について」（通知）（環水第3号、昭和55年1月）及び「水道の地震対策の強化について（通知）」（衛水第188号、平成7年8月）等により、適切な保守点検による耐震性の確保に努める。

また、水供給機能が麻痺した時の社会的影響の大きさにかんがみ、水道の耐震化計画等策定指針」（平成20年3月）を参考に、供給システム自体の耐震性の強化を推進する。

2. 広域応援体制の整備

「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する。

第2款 下水道施設災害予防計画（実施主体：施設整備課）

1. 下水道施設の耐震性の強化及びバックアップ施設の整備

村は、下水道施設の施工にあたっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る。

これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく。

第9節 ガス、電力施設災害予防計画

第1款 高圧ガス施設災害予防計画

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するために、村は、国、県、公安委員会、（一社）沖縄県高圧ガス保安協会等と協力し、保安体制の強化、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安管理の徹底を図る。

第2款 電力施設災害予防計画

沖縄電力(株)は、地震・津波編第2節第1款の15に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害の被害想定及び防災訓練の結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

第10節 災害通信施設等整備計画（実施主体：総務課）

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1款 通信施設等災害予防計画	総務課
第2款 放送施設災害予防計画	総務課
第3款 通信・放送設備の優先利用等	総務課

第1款 通信施設等災害予防計画（実施主体：総務課）

村、県、医療機関、通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等、万全の措置を期する。

1. 村における予防計画

(1) 情報通信機器等の充実

村は、地震・津波編・第2節・第1款の12に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害等の危険性や暴風等を考慮した防災行政無線等の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

(2) 通信設備等の不足時の備え

村は、災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

(3) 停電時の備え及び平常時の備え

村は、災害時における通信確保の重要性にかんがみ、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮する。

2. 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等の計画

(1) 通信手段の確保

村及び医療機関は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図る。

(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

村及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努める。

3. 通信事業者における予防計画

各通信事業者は、地震・津波編第2節第1款の12に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、通信施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害等の想定、防災訓練の結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

第2款 放送施設災害予防計画（実施主体：総務課）

1. 優先利用の手続

村及び関係機関は、通信設備の優先利用（災害対策基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、最寄りの通信事業者、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続を定める。

2. 放送施設の利用

村長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を放送局へ依頼する。

第3款 通信・放送設備の優先利用等（実施主体：総務課）

村、県、通信事業者及び放送機関等は、地震・津波編第1章第2節第1款の14に定める地震・津波対策のほか、風水害を想定した通信設備及び放送設備の優先利用手続等を整備しておく。

第11節 不発弾等災害予防計画（実施主体：総務課）

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、関係機関の連絡調整を密にして不発弾等の処理の円滑化を図るとともに、村民に対し不発弾等に関する防災知識の普及徹底を図る。

1. 不発弾の処理体制

不発弾等の処理は、おおむね次のとおり行う。

(1) 陸上で発見される不発弾等の処理

ア 発見者は、最寄りの交番又は警察署に通報し、嘉手納警察署を通じて県警察本部に発見届け出をする。

イ 県警察本部長は、発見届け出の都度、陸上自衛隊第1混成団長（第101不発弾処理隊）に処理要請を行う。

ウ 第101不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画をたてる。

- エ 小型砲弾等の比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- オ 爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。
- カ 信管離脱作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。
 - (ア) 村長は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にする。
 - (イ) 村長及び嘉手納警察署長は、避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域村民を避難させる。
 - (ウ) 村長を本部長とする村本部を設置する。

(2) 海中で発見される不発弾の処理

- ア 発見者は、所轄海上保安部署へ通報する。それを受けて第十一管区海上保安本部、県知事、村長又は漁港管理者から海上自衛隊沖繩基地隊司令（沖繩水中処分隊）に処理要請を行う。
- イ 沖繩水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画をたてる。
- ウ 危険度が少なく移動可能なものは、沖繩水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。
- エ 危険度が高く移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。
- オ 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。
 - (ア) 村長は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。
 - (イ) 危険範囲を定め、その地域への船舶及び村民等の立ち入りを規制する。
 - (ウ) 村長を本部長とする村本部を設置する。

2. 関係機関の協力体制の確立

村は、国、県、近隣市町村等関係機関との協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図る。（不発弾処理の流れについては、資料編（第2編 第2章）11-1～11-2を参照する）

3. 不発弾に関する防災知識の普及・啓発

- (1) 不発弾磁気探査事業者、村及び消防機関等の関係職員に対して不発弾の特性及び火薬類取締法等関係法令に関する知識を修得させるため、必要に応じ講習会を開催する。
- (2) 村民に対しても、不発弾の危険性について周知を図るため広報活動を行う。

第12節 火薬類等災害予防計画

火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、村、沖繩警察署、（社）沖繩県火薬類保安協会等は連絡を密にし、保安体制の強化、火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。平成30年時点で本村内に関係事業所はないが、今後、製造所等の事業所ができた場合は、以下の保安対策等を実施する。

1. 火薬類製造所及び消費場所等の保安対策

- (1) 火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行わせる。
- (2) 県は、火薬類製造所、消費場所等には、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

2. 火薬類消費者の保安啓発
 - (1) 火薬類消費者への保安講習会等を開催することにより保安啓発を図る。
 - (2) 火薬類消費先の保安指導を実施し、自主保安体制の強化を図る。
3. 路上における指導取締の実施
火薬類運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りを実施する。
4. 火薬類による危害予防週間の実施
火薬類危害予防週回を通じ、火薬類の総合的な安全対策を推進する。

第13節 文化財災害予防計画（実施主体：文化振興課）

本村の文化財に対する災害予防対策は次のとおり実施する。

建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形民俗文化財は、火災等の被害から守る必要がある。とりわけ、史跡、名勝、天然記念物については、山火事による被害、地震、台風による建造物等の倒壊も予想されるので、次により災害予防の徹底を図る。

（村内の指定文化財等については、資料編（第3編 第1章）13-1～13-4を参照）

1. 村教育委員会は、管内文化財の防災計画を策定し、平時から警察及び消防機関と常時連携を密にして災害予防の確立を期す。
2. 県は文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の防災思想を普及・啓発し、環境の整理整頓を図るよう勧奨する。
3. 村及び県は文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。
4. 村は防災施設の必要な文化財は年次計画をもって完備を図る。
5. 地震による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行う。

第14節 農業災害予防計画（実施主体：農業推進課）

農業災害予防のため、農地農業用施設の保全及び防災営農の推進は、次のとおり実施する。

1. ため池等整備事業
 - (1) 土砂崩壊防止工事
村は県と連携し、農地及び農業用施設等に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。
 - (2) 老朽ため池等整備工事
村は県と連携し村内に所在するかんがい用水溜池で、設置年次が古いこと等により、堤体及び取水施設等がそのまま放置すると豪雨時に破堤し、下流地域に多大な被害のおそれのある溜池について、緊急度の高いものから順次補修事業を実施する。
また、出水時の貯水制限等の措置を定める等の対策を図るとともに、その維持管理に努める。

2. 農地保全整備事業

村は県と連携し降雨によって浸食を受けやすい性状の特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食、崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

また、豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、危険予想箇所の把握に努めるとともに、ほ場整備事業、かんがい排水事業、土地改良総合整備事業等により、基盤整備を進める。

3. 地すべり対策事業

県及び村は、地すべり防止区域において地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等を未然に防止する事業を推進する。

4. 防災営農の確立

(1) 指導体制の確立

村は県と連携し本村農業に対する各種の災害を回避克服して、農業生産力、農業所得の向上を図るため、村は県及び関係機関と協力し、統一的な指導体制の確立を図る。

ア 指導組織の統一並びに陣容の強化

村は県及び県出先機関と協力し、各段階における関係諸機関との連携並びに指導の強化を図る。

イ 指導力の向上

各種の防災研修を強化し、指導力の向上を図る。

ウ 防災施設の拡充

各種の防災実証展示施設の拡充により防災の普及啓発を図る。

(2) 営農方式の確立

沖縄振興計画に沿って本村農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、亜熱帯農業における防災営農技術の確立を図る。

第15節 食料等備蓄計画

食料等備蓄計画は、地震・津波編第1章第6節の「第3款食料等備蓄計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第16節 気象観測体制の整備計画

風水害等による被害を未然に防止あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を図る必要がある。

1. 沖縄気象台における気象業務体制の整備

沖縄気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等の災害に関する気象業務体制の整備及び充実を図る。

(1) 観測施設の整備充実

沖縄気象台は、県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し、関係行政機関、県及び市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

(2) 関係資料のデータベースの構築

沖縄気象台は、災害発生時等において、防災気象情報を補完するための資料を防災機関等へ適時・適切に提供できるよう、過去の関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに市町村や県民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

2. 主要関係機関における気象観測体制の整備

村及び観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともにこれらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力する。

村及び関係機関における観測施設の整備については、まだ十分とはいえないので、現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメーター等）、水位計（自記、テレメーター等）の整備充実を図る。

第17節 水防、消防設備等及び救助施設等整備計画

水防、消防及び救助施設等の現況、管理及びその整備は次のとおり実施する。

1. 水防施設等

水防法の規定により、村及び水防管理団体は、管内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれに因る被害を軽減するために必要に応じて水防倉庫、水防機材等の水防施設を整備する。

2. 消防施設等

(1) 国庫補助等による整備

ニライ消防については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）及び消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき整備拡充することとし、消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）、消防組織法（昭和22年法律第226号）、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）等に基づき、国庫補助、県費補助、自主財源又は起債等を有効に活用し、整備促進を図る。

(2) 村内の消防施設の状況

消防施設の設備は、「消防力の基準」、「消防水利の基準」等に基づき増強及び更新を図るとともに、常時整備点検する。消防施設の現況は次のとおりである。

■ニライ消防の名称、所在地

名称	所在地	電話番号
ニライ消防	沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良1220番地	TEL:(代)098-956-9914
読谷消防署	読谷村字波平920-1	TEL:098-958-2119

(3) 消防無線局

資料編（第3編 第1章）17-1を参照する。

3. 救助施設等

(1) 救助用資機材及び救助隊の整備

大災害における倒壊家屋からの救助等にあつては、地域において救助用資機材を整備しておくことが効果的であるため、村は、地区ごとに救助用資機材を備蓄する。

また、村は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

(2) 給水車、救急車、災害救助用機械器具、その他救護用機械器具の現況

整備状況については、資料編（第3編 第1章）17-2を参照する。

4. 流出危険物防除資機材

村は、県、近隣市町村、船舶関係者及び製油所、油槽所等の石油等危険物取扱者と協力し、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な次の資機材等の整備を図る。

- (1) 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- (2) 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
- (3) 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
- (4) 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

第18節 避難誘導等計画

避難体制等の整備及び避難場所、避難路の整備は、地震・津波編第1章第6節の「第1款避難体制の整備」及び「第2款避難場所等の確保・整備等」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第19節 交通確保・緊急輸送計画

交通確保・緊急輸送計画は、地震・津波編第1章第6節の「第4款交通確保・緊急輸送計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第20節 要配慮者安全確保体制整備計画

地震・津波編第1章第6節第5款「要配慮者安全確保体制整備計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第21節 台風・大雨等の防災知識普及計画（実施主体：ニライ消防、総務課）

村は、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等への村民等の防災意識や対応力を維持・向上させる。

特に近年、台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数みられる。このため、過去に本県に甚大な被害をもたらした台風の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要である。（過去の水難状況については、資料編（第3編 第1章）21-1を参照）

防災教育及び村民等への防災知識の普及は、次のとおり実施する。

1. 防災教育

(1) 講演会

県及び村並びに気象台は、防災気象講演会やお天気教室等を定期的で開催し、県民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。

気象台は、県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を村民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、村民に正確な知識を普及するものとする。

また、特別警報・警報・注意報発表時の村民のとりべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図る。

(2) 防災関係機関職員の教育

防災関係機関は防災に関し、その所属職員の教育を計画的に実施する。

(3) 村防災担当者研修

村の防災担当職員は、県が開催する防災に関する知識及び活動についての研修会等を通して、防災知識の向上に努める。

(4) 消防教育

ニライ消防、消防職員及び消防団員ごとに各々所要の教育計画を定めて防災に関する教育を実施する。また村及びニライ消防は、施設管理者等の資質向上を図る。

2. 防災上重要な施設の管理者等の教育

(1) 講習会等

ア 防火管理者講習

防火管理に関する有識者の拡大を図るため法令に基づき普通講習を年1回以上実施する。実施時期については各種職域の人事異動期の直後を目標にする。また、有資格者に対する上級講習は春・秋に年2回実施し、防火管理体制の強化拡充を期する。

イ 火災防御検討会

特異火災の発生に備えて、火災防御検討会を開催して防御活動及び予防対策の万全を期する。

3. 村民への防災知識の普及

沖縄気象台は、県や村、その他の防災関係機関と連携し、土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を村民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、村民に正確な知識を普及するものとする。また、特別警報・警報・注意報発表時の村民のとりべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図るものとする。

村は関係機関の協力を得て、村民に対して防災知識の普及を行う。

(1) 火災予防週間、防災週間等における防災知識の普及

「火災予防週間」、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等において、各機関の協力を得て防災知識の普及を図る。

(2) 広報紙、防災行政無線、インターネット等による普及

(3) 学校教育及び社会教育における防災知識の普及

ア 学校教育

児童、生徒に対しては、学校におけるあらゆる教育活動の機会を通じ、必要に応じて防災知識の普及に努める。

イ 社会教育

社会教育の拠点である公民館、その他施設を中心として研修、集会等の機会を通じ必要に応じて防災知識の普及に努める。

(4) 防災訓練による普及

村民センター地区、公民館、公園・広場、小中学校をはじめとする公共施設等を災害時避難場所として指定し、防災訓練等により地域での定着を図る。

第22節 防災訓練計画（実施主体：総務課、ニライ消防）

風水害等を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚及び技術の習得等のため、県、市町村及び関係機関は、防災訓練を実施する。

訓練実施にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、市町村において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1. 総合防災訓練

村は、県が実施する広域的な台風・大雨等の被害を想定した総合防災訓練に協力し、防災関係者及び村民に風水害への心構えと防災活動を認識、修得させるとともに、防災関係機関の協力体制の確立強化を図るものとする。

なお、実施時期や実施場所等については、地震・津波編第1章第3節第1款によるものとする。

2. 各種防災訓練

(1) 消防訓練

消防関係機関合同により、消防活動技術の向上を図るため、県及び地区単位に総合演習、消防ポンプ操法大会等を実施する。

(2) 非常通信訓練

沖縄地方非常通信協議会は、災害が発生した場合、非常通信が十分な効果を発揮できるように、協議会において計画する非常通信訓練計画に基づき訓練を実施する。

(3) 職員参集訓練

県及び村は、非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。

参集にあたっては、交通機関、交通用具の使用を制限または禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

(4) 石油コンビナート等総合防災訓練

県及び関係機関は、特別防災区域における石油コンビナート等総合防災訓練を実施する。なお、その詳細については、「沖縄県石油コンビナート等防災計画」により別途定めるものとする。

(5) 原子力艦の原子力災害防災訓練

県は、原子力艦寄港地である関係市とともに原子力艦の原子力災害防災訓練を実施するよう努めるものとする。

第23節 基地災害予防計画（実施主体：企画政策課）

村内における米軍基地は、東部の嘉手納弾薬庫をはじめ、トリー通信施設が提供施設とされており、村面積の約35.6%を占めている。さらに隣接する嘉手納町には、嘉手納空軍基地がある。（村内における米軍施設については、資料編（第3編 第1章）23-1を参照する）

嘉手納空軍基地では、基地内の燃料タンク群、嘉手納弾薬庫を抱えるなか軍用機が常に離発着している現状にあり、基地内に起こる事故、災害等はほとんど把握されていない。いつ大惨事になるか予想が極めて難しい状況にある。

現に1994年4月4日のF15戦闘機墜落事故があり、着地に失敗したジェット機が滑走路内で炎上した事故や2002年8月の墜落事故、2004年10月の空中接触事故も起きている。したがって基地災害に対する予防と対策については、所管管理者の責任を強く要請するとともに住民地域への被害拡大の防止と災害時における応急対策は、万全の体制を期すことが重要である。

1. 避難場所

基地災害時の避難所は、一般災害時と同様とする。

資料編（第2編 第2章）9-1～9-3を参照

第24節 自主防災組織育成計画（実施主体：総務課）

地震・津波編第3節の第3款に定める地震・津波対策のほか、県及び村及び関係機関は、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する自主防災組織等の活動体制を整備し、風水害への地域防災力を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、危険箇所内の避難誘導や災害時避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

また、地域防災のリーダーとして自主防災組織の核となる人材の養成や、消防団員の候補者となりうる村民や企業就業者への研修を行い、県内の自主防災組織の組織化や、消防団員の確保に努める。

資料編（第3編 第1章）24-1～24-3参照

第25節 災害ボランティア計画（実施主体：総務課）

地震・津波編第4節の第5款に定める地震・津波対策のほか、県、村及び関係機関は、大規模な風水害等が発生した場合に県内外から駆けつける災害ボランティアが活躍できる環境を整備し、災害ボランティアとの協力体制を確保する。

特に風水害時には、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力要請が多数想定され、これらの活動が円滑に行えるように必要な資機材等の調達体制等を確保しておく。

第26節 原子力災害予防計画

本節においては、災害対策基本法に基づき実施する、原子力艦の原子力災害に係る予防体制及び事前対策を定める。

1. 情報の収集・連絡体制等の整備

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 県及び防災関係機関との連絡体制

村は国、県、近隣市町村及びその他の防災関係機関との間において、原子力艦の原子力災害に対し万全を期すため、各機関相互の情報の収集・連絡体制の整備・充実を図る。

その際、夜間・休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、災害発生時に備え、通信設備等の充実に努める。

イ 機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行うため、防災関係機関と協力し、必要に応じ航空機、巡視船、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

(2) 情報の分析整理

ア 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

村は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう、必要な体制の整備に努める。

イ 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

村は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

(3) 通信手段の確保

村は、原子力防災対策を円滑に実施するため、国からの状況報告や防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、本計画第2章第3節「災害通信計画」に基づいて、あらかじめ緊急時通信連絡網等の整備を行う。

(4) 放射能影響の早期把握のための活動

県及び第十一管区海上保安本部は、国（文部科学省）と協力して、「原子力艦放射能調査指針大綱」に基づき、原子力艦寄港地周辺環境の放射能水準の調査（環境放射線モニタリング）を実施する。

2. 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

(1) 原子力災害警備・救助用装備資機材の整備充実

県、村、消防機関、県警察は、防護服、防護マスクその他の防護資機材、サーベイメータ、線量計その他のモニタリング用機材など、必要な原子力災害警備用装備資機材の整備に努める。

消防機関は、救急自動車等の救急・救助用資機材の整備に努めるとともに、必要に応じ他の消防機関に要請して、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講じる。

第27節 道路事故災害予防計画

1. 道路事故災害予防

(1) 危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

(2) 体制・資機材の整備等

道路管理者及び県警察は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

第28節 海上災害予防計画

1. 災害応急対策への備え

(1) 情報連絡体制の整備

村は、中城海上保安部、県と連携し、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の村民、事業者、漁業協同組合及び港湾・漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制の確立を図る。

(2) 消防、救助体制の整備

村及び警察は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。

また、村及び消防機関は、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

(3) 油防除作業体制の整備

村は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

(4) 訓練等

村は、中城海上保安部、沖縄総合事務局、県、消防機関等と連携し、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

第2章 災害応急対策計画（風水害等編）

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図る。

第1節 組織計画

村内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、村における応急対策を実施するための組織及び動員計画は、地震・津波編第2章の「第1節組織計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえ実施する。

また、配備は、災害の規模に応じ、おおむね次の基準により第1配備から第4配備までに区分する。なお、配備要員は災害状況により増減することができるものとする。

■災害対策要員配備体制（風水害等編）

配備体制	配備基準	配備要員
第1配備 (災害警戒本部) 〈災害対策準備体制〉	1. 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで多少の時間的余裕がある場合	1. 総務課及び関係課の指定職員は配備につく時間的余裕がある場合は配置につく。 2. 各部の連絡調整員は待機の体制をとる。
第2配備 (災害警戒本部) 〈警戒体制〉	1. 村の全域又は一部の地域に、気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報（特別警報を含む）の発表に伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処を要する場合 2. 暴風、豪雨その他異常な自然現象により、村の全域又は一部の地域に、災害の発生するおそれがあり、警戒を要する場合	1. 各部・班の警戒本部要員は配置につく。 2. その他の職員は配置につく体制をとる。
第3配備 (災害対策本部) 〈救助体制〉	1. 村の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報（特別警報を含む）が発表され、かつ、重大な災害が発生する恐れがある場合 2. 暴風、豪雨その他異常な自然現象により、村の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生した場合 3. 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、村の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生した場合 4. 村の全域又は一部の地域に、災害救助法の適用する災害が発生した場合	1. 災害救助の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく。
第4配備 (災害対策本部) 〈非常体制〉	1. 災害により村の全域にわたる被害が発生し、又は局地的であっても被害が特に甚大な場合	1. 全職員が配置につく。

1. 村災害対策本部の設置

村災害対策本部は、以下に掲げる場合に設置するものとする。

- (1) 村の全域又は一部の地域に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表され、かつ重大な災害が発生するおそれがあるとき
- (2) 暴風、大雨その他の異常な自然現象により、村の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき
- (3) 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、村の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき
- (4) 村の全域又は一部の地域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する災害が発生したとき
- (5) 上記のほか、村の全域又は一部の地域に発生した災害に対し特に強力かつ総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき

2. 本部設置に至らない場合の措置

(1) 災害警戒本部の設置

災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて災害警戒本部及び災害警戒地方本部を設置する。なお、災害警戒本部の設置基準は以下のとおりとする。

- ア 村の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき
- イ 暴風、豪雨その他の異常な自然現象により村の全域又は一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき
- ウ 上記のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため警戒体制をとる必要のあるとき

(2) 災害対策準備体制

気象台から大雨・洪水及び高潮の注意報が発表されるなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときは、総務課職員による災害対策準備体制をとるものとする。

第2節 気象警報等の伝達計画

村及び関係機関は、災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象特別警報・気象注意報・警報及び情報等を迅速かつ的確に伝達しなければならない。警報等の発表基準、伝達体制の村民に対する周知徹底及び現象発見時の措置等については次のとおり実施する。

1. 警報等の伝達

村は、気象等の特別警報・警報・注意報について、県、消防庁、NTTから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、村民へ周知する。

特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により村民へ周知する。

2. 注意報及び警報等の種類及び発表基準

(1) 気象業務法に定める警報等

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村をまとめた地域の名称（※）を用いる場合がある。

（※）読谷村が含まれる市町村等をまとめた地域の名称

中部：読谷村、うるま市、沖縄市、嘉手納町、北谷町、宜野湾市、北中城村、中城村

ア 気象注意報

大雨、洪水、強風、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

また、発表区域及び気象注意報の基準、概要については、資料編（第3編 第2章）2-1を参照する。

イ 気象警報

大雨、洪水、暴風、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。

また、気象警報の基準については、資料編（第3編 第2章）2-2を参照する。

■ 気象警報の概要

現象の種類	概要
大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
洪水	大雨、長雨などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
暴風	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

ウ 特別警報

大雨、暴風、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合その旨を警告して行う予報。最大級の警戒を呼びかけて行う。

■気象警報（特別警報）の概要

現象の種類	概要
大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
暴風	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
波浪	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

エ 台風その他の気象情報

台風その他異常気象についてその状況を具体的に説明するもので、注意報・警報の情報価値を高め、適切な防災対策がより効果的に行われるために随時発表する。

また台風の大きさ等の基準については、資料編（第3編 第2章）2-3を参照する。

オ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報、注意報や気象情報で災害に対して注意警戒を呼びかける。警報が発表された市町村域のうち、実際に土砂災害や水害発生危険度が高まっている場所は、危険度分布で色分けして表示する。

カ 潮位に関する情報

潮位の変動による被害が発生するおそれがある場合や潮位の状態について解説等を行うことが有効である場合に発表する。

キ 海上警報

海上警報とは、船舶の運航に必要となる気象（風、霧、着氷）等に関する警報をいう。

種別としては、海上台風警報、海上暴風警報、海上強風警報等がある。

また、海上警報の種類と基準については、資料編（第3編 第2章）2-4を参照する。

(2) 水防法に定める警報等

ア 代替警報等

水防活動に資するため水防機関に対して行なわれる水防活動用の注意報・警報は次に定める注意・警報が発表されたとき、これによって代替することができる。

被代替注意・警報	代替注意・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報又は大雨特別警報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報）
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

イ 水防警報

水防警報とは洪水波又は高潮等によって災害の発生が予想される場合において国土交通大臣又は県知事がそれぞれ指定する河川、湖沼又は海岸において水防法に基づき発するものをいう。

(3) 消防法に定める火災警報等

ア 火災警報

村長が消防法の規定により知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めたとときこれを発する。

火災警報の発令基準

(ア) 実効湿度

60%以下で、最小湿度が50%以下となり、最大風速が毎秒10mを超える見込みのとき。

(イ) 平均風速毎秒

15m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

ただし、降雨中は、通報しないこともある。

イ 火災気象通報

沖縄県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、沖縄気象台がそれぞれ担当区域に発表する「火災予防に関する気象通報」をもって火災気象通報にかえる。

(4) 村長が行う警報等

村長は、災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、自ら災害に関する警報をしたときは、村地域防災計画の定めるところにより、当該予報・警報・通知に係る事項を関係機関及び村民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、村長は村民その他の関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な警報等を行う。

(5) 土砂災害警戒情報等

県と沖縄気象台は、大雨警報発令中に土砂災害発生の危険性がさらに高まったときは、村長の避難勧告や村民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村毎に土砂災害警戒情報を発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所が土砂災害警戒判定メッシュ情報で確認できる。

土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

村長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害危険箇所の状況や気象状況もあわせて総合的に判断し、避難勧告等を発令する。

土砂災害警戒情報の運用に関しては、「沖縄県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」（平成29年3月24日）及び同協定に基づく「沖縄県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づいて行う。その主な運用は次のとおりである。

また、村地域防災計画において、土砂災害警戒区域・危険箇所ごとに、自治会・自主防災組織及び要配慮者利用施設の管理者等への土砂災害警戒情報の伝達について規定するものとする。

ア 発表基準

警戒発表基準は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて所定の監視基準に達したときとする。

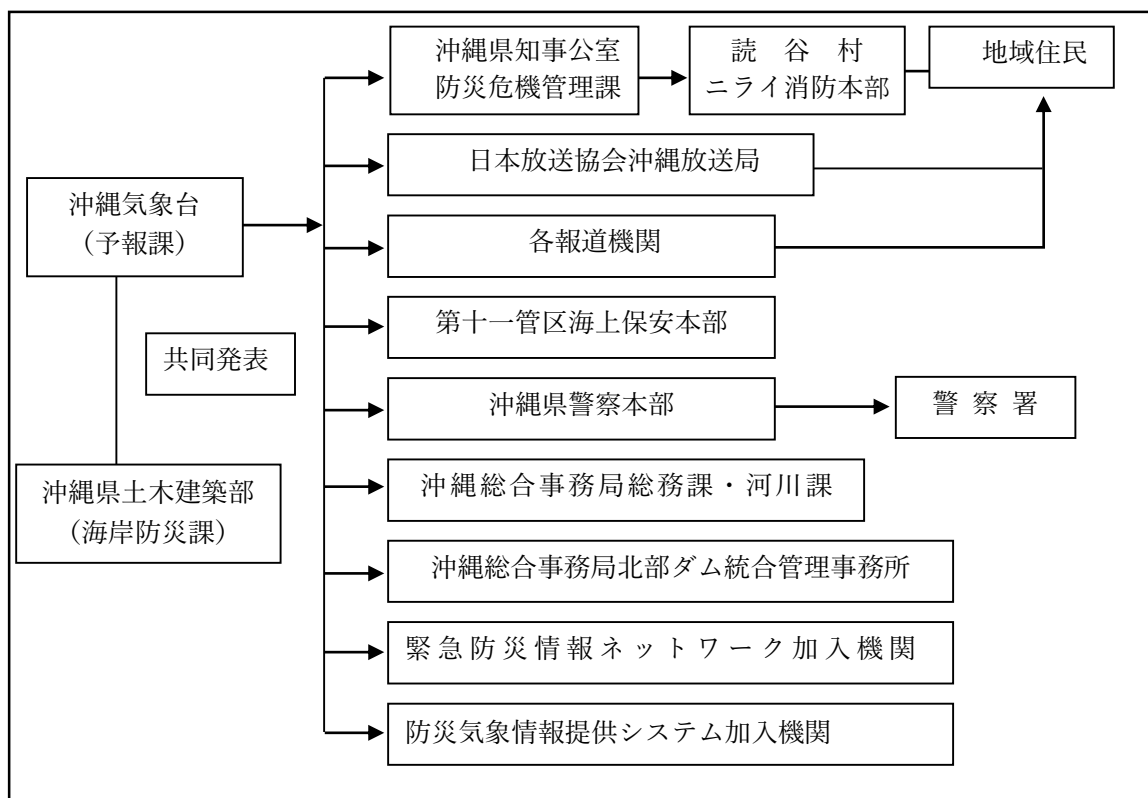
イ 解除基準

警戒解除基準は、所定の監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の第2タンク貯留量の降下状況や土砂災害危険箇所での点検結果等をかんがみ、県と沖縄气象台が協議の上、警戒を解除できる。

ウ 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の伝達系統図は、以下のとおりである。

■土砂災害警戒情報の伝達系統図



エ 土砂災害情報の利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度を、降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず、急傾斜地等が崩壊することもある。

したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れ等の表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としないことに留意する。

(6) 記録的短時間大雨情報

气象台は、大雨警報発表中に県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生危険度が高まっている場所が警報の「危険度分布」で確認できる。

(7) 竜巻注意情報

気象台は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、一次細分区域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を各気象台が受け持つ一次細分区域単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である

(8) 全般気象情報、沖縄地方気象情報、沖縄本島地方気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(9) 火災気象通報

県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、沖縄気象台が沖縄県知事に対して通報し、県を通じて本村に伝達される。

(10) 災害時気象支援資料

沖縄気象台は、災害時の応援活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

3. 警報等の発表及び解除等の発表機関

警報等の発表及び解除は次の機関が行う。

警報等の種類	発表機関名
気象注意報	沖縄気象台
気象警報	
気象情報	
波浪注意報	
洪水注意報	
高潮注意報	
波浪警報	
洪水警報	
高潮警報	
火災警報	
水防警報	国土交通大臣又は県知事
土砂災害警戒情報	県及び沖縄気象台

4. 警報等の伝達方法

- (1) 関係機関から通報される警報等は村総務課において受理し、迅速、確実な収集を行う。
- (2) (1)により通知を受けた防災担当者は、重大な災害が発生するおそれがあると認められるとき、又は重大な災害が発生したことを知ったときは、直ちに村長に報告する。

- (3) 警報等の受領及び村民に伝達する場合は、次の事項について文書をもって記録する。
- ア 警報等又は災害の種類
 - イ 発表又は発生の日時
 - ウ 警報等又は災害の内容
 - エ 送話者及び受話者の職及び氏名
 - オ その他必要な事項
- (4) 防災関係機関及び各事業所は、気象通報についてラジオ及びインターネット、携帯電話等を常備して気象通報を積極的に収集する。

5. 災害が発生するおそれのある異常気象発見時の処置

沖縄気象台等の関係機関から発表された予警報等の内容に対応するものを除き、気象、水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を次により速やかに通報しなければならない。

(1) 通報を要する異常現象

異常現象とは、おおむね次に掲げる現象をいう。

■通報を要する異常現象

事項	現象		
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、たつまき、激しい雷雨等	
地象に関する事項	土砂災害関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
	地震関係	地すべり	地面にひび割れができる等
	地震関係	ひん発地震	数日間以上にわたり、ひん繁に感ずるような地震
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪	

(2) 異常気象発見時の通報要領

災害の発生するおそれのある異常気象を発見した者は、次のとおり通報しなければならない。

ア 発見者による通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に村長又は各担当区域の警察官若しくは海上保安官に通報する。

イ 警察官、海上保安官による通報

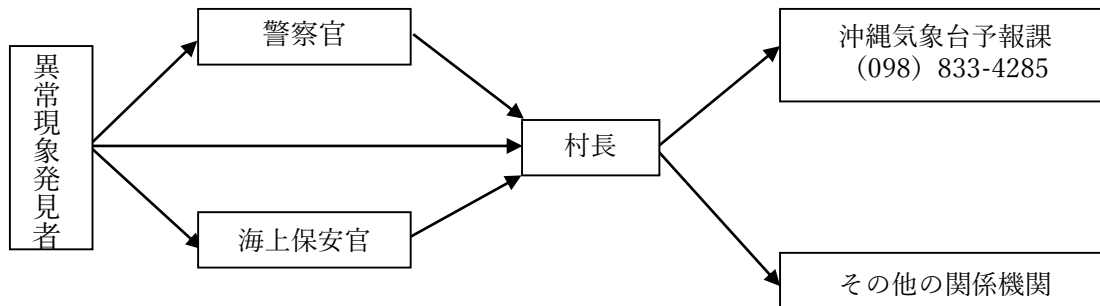
通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を村長及び上部機関に通報する。

(3) 村長による通報

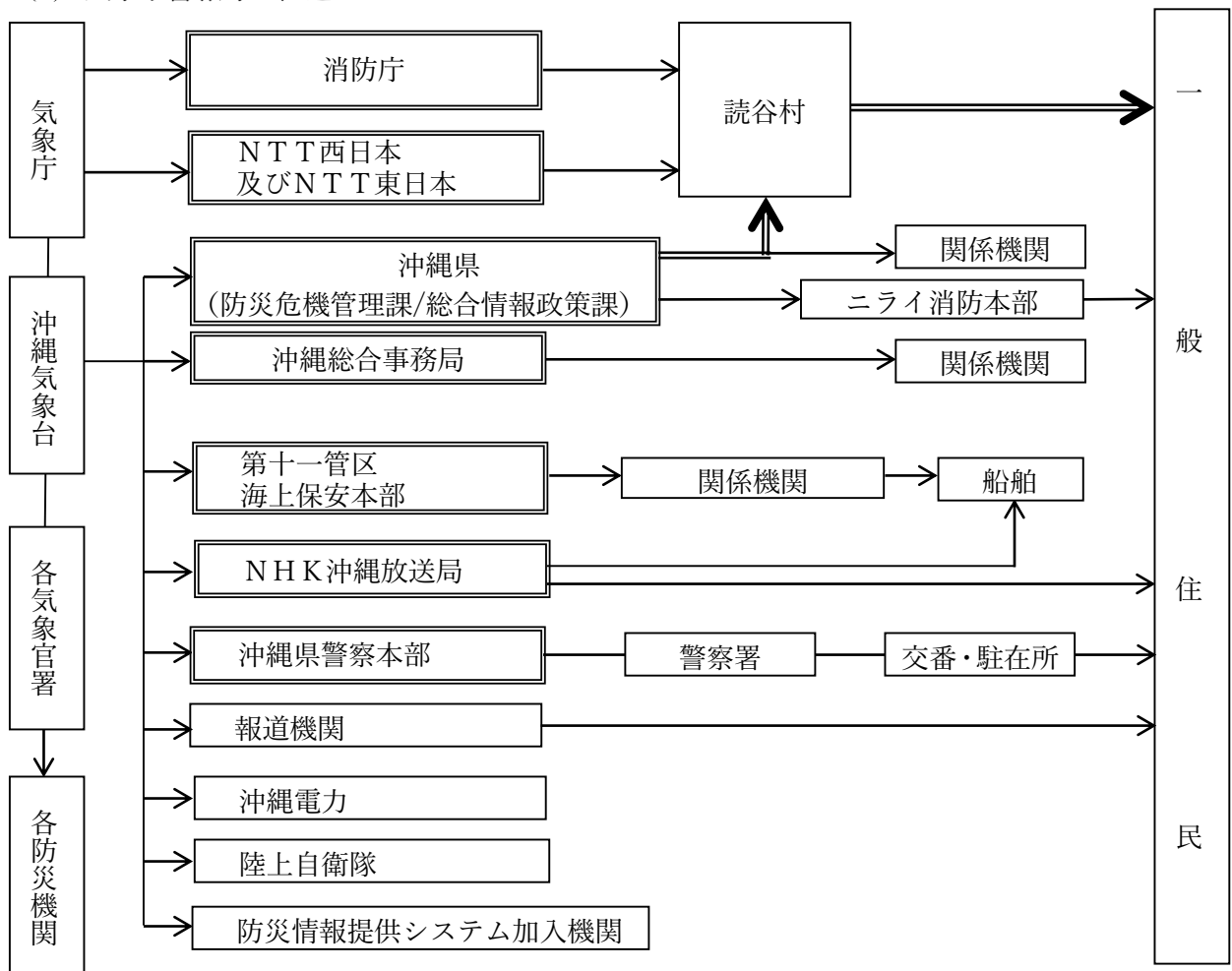
通報を受けた村長は、異常発見者の通報系統図により、その旨を沖縄気象台予報課その他関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。

6. 気象情報等の伝達系統図

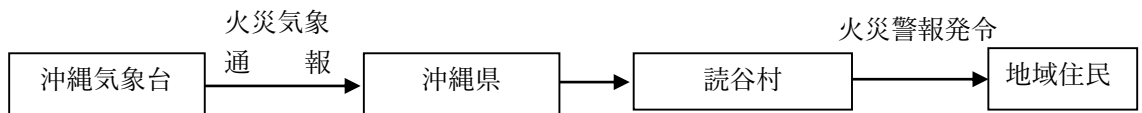
(1) 村内の情報伝達



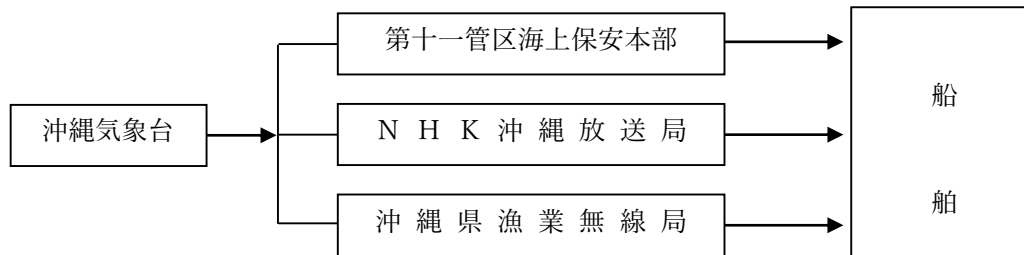
(2) 気象予警報等の伝達



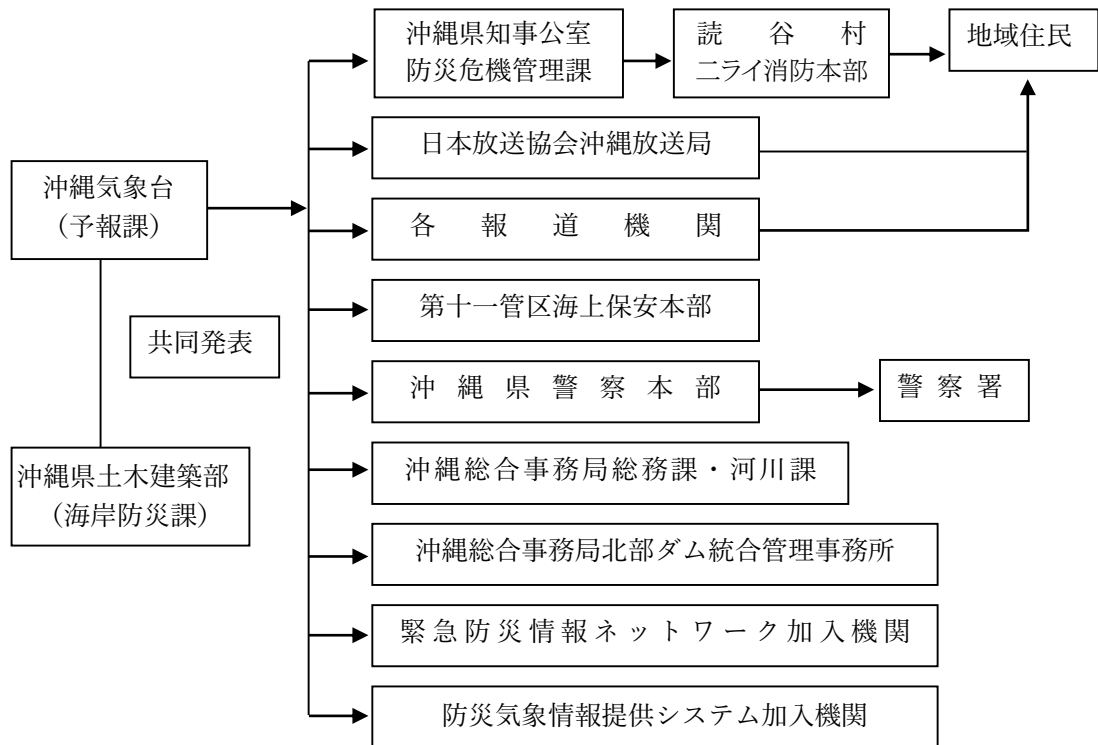
(3) 火災情報等の伝達



(4) 海上警報等の伝達



(5) 土砂災害警戒情報の伝達



第3節 災害通信計画

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信は、地震・津波編第2章の「第4節災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

災害状況等の収集・報告は、地震・津波編第2章の「第4節災害状況等の収集・伝達計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、村（ニライ消防）は、災害発生時の第1次情報の報告を以下のとおり行う。

1. 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（総務省消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から、適宜、報告するものとする。
2. ニライ消防は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
3. 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
4. 行方不明者が他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

第5節 災害広報計画

災害時における情報及び被害状況等の広報は、地震・津波編第2章の「第6節災害広報計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、村における災害広報については、村防災計画の定めるところにより行うものとする。具体的には、段階に応じて以下のような広報を行う。

1. 警戒段階（台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期）
 - (1) 用語の解説、情報の取得先、村民等のとるべき措置
 - (2) 台風・気象情報
 - (3) 水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
 - (4) 警報
 - (5) 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
 - (6) 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
 - (7) 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
 - (8) 公共交通機関の運行状況
 - (9) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）

(10) 避難情報（準備情報）

- ア 初動段階（暴風、浸水、土砂災害が予測される時期）
 - （ア）避難情報（避難勧告・指示とその理由、避難所等）
- イ 応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）
 - （ア）ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
 - （イ）医療機関の状況
 - （ウ）感染症対策活動の実施状況
 - （エ）食料、生活必需品の供給予定
 - （オ）災害相談窓口の設置状況
 - （カ）その他住民や事業所のとるべき措置

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請は、地震・津波編第2章の「第7節自衛隊災害派遣要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第7節 広域応援要請計画

大規模災害発生時における広域応援要請は、地震・津波編第2章の「第8節広域応援要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて行う。

第8節 避難計画

第1款 避難の原則

避難の原則は、地震・津波編第2章第9節の「第1款避難の原則」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第2款 風水害避難計画

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする
なお、避難勧告・避難指示（緊急）、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款避難の原則」によるものとする。

1. 実施責任者

風水害から避難するための避難準備（避難準備・高齢者等避難開始）情報の提供、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、第1款の「1実施責任者」のとおりとする。

2. 避難勧告・避難指示（緊急）等の発令

避難勧告・避難指示（緊急）等の運用については、第1款の「2避難勧告等の運用」のとおりとする。

村は、次の点に留意して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等の村民及び要配慮者関連施設の管理者等に対し、避難勧告・避難指示（緊急）等の発令にあたる。

なお、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合等は基本法第60条に基づき、居住者等に対して屋内安全確保の安全確保措置を指示することができる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J－ALERT）等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、氾濫警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により村民等への伝達に努める。
- (2) 避難勧告等の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、气象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。
- (3) 警報、避難勧告等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (4) 避難情報の伝達にあたっては、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、村民等の積極的な避難を喚起するように努める。
- (5) 災害対策本部のある本庁舎から、危険区域付近の状況を速やかに把握できない場合を想定し、危険区域近傍の支所長等が勧告等を行えるように権限を委譲しておく。

3. 避難誘導

(1) 民等の避難誘導

避難誘導にあたっては、消防職員、消防団員、警察官及び村職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提として、要配慮者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内の全ての者を対象とする。また、予想される氾濫到達時間や交通規制を考慮するものとする。

(2) 米軍基地内への避難

米軍基地内への避難について、米軍との現地実施協定が締結されている村は、基地と連携して米軍基地へ避難誘導する。

4. 船舶等の避難（第十一管区海上保安本部）

第十一管区海上保安本部等は、台風接近等に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し作業等の中止、港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

5. 避難所の開設・収容保護

浸水や土砂災害等で住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、「第1款避難の原則」のとおりとする。

第3款 広域一時滞在

広域一時滞在は、地震・津波編第2章第9節の「第3款広域一時滞在」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第9節 観光客等対策計画

災害時における観光客等の対策は、地震・津波編の「第2章第10節観光客等対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第10節 要配慮者対策計画

災害時における要配慮者等の対策は、地震・津波編の「第2章第11節要配慮者対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第11節 水防計画

この計画は、水防法、災害対策基本法の趣旨に基づき、河川、溜め池、農業用ダム、海岸等における洪水及び高潮等の水害から、村民の生命、身体及び財産を守ることを図るものである。

村長は、水防を必要とするところを警戒及び防御し、円滑な水防活動が行われるように、ニライ消防、その他必要な機関を組織しておく。

1. 実施責任者

この計画の実施は、村長が行う。担当は建設整備対策部（都市計画課、土木建設課、施設整備課）とする。村長不在の場合は村災害対策本部副本部長又は建設整備対策部（都市計画課、土木建設課、施設整備課）長がその職務を代行する。

2. 実施期間

沖縄気象台より、洪水、豪雨、津波及び高潮の発生のおそれのある気象予報及び警報を受けたとき、又は村長が認めた時からその危険が解消するまでとする。

3. 協力班

協力依頼をするときは、下記の事項を明示した文書をもって行う。ただし、急を要するときは他の方法でもよい。依頼を受けた班は速やかに実施する。

- (1) 協力を必要とする理由
- (2) 協力の内容
- (3) その他必要事項

4. 水害対策非常配備と出動

平常勤務から水害対策非常配備への切り替えは、迅速確実に行うため、下記により配備する。

(1) 水害対策非常配備の種類

配備体制	配備基準	配備要員
第1配備 (災害警戒本部) 〈災害対策準備体制〉	1. 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで多少の時間的余裕がある場合	1. 総務課及び関係課の指定職員は配備につく時間的余裕がある場合は配置につく。 2. 各部の連絡調整員は待機の体制をとる。
第2配備 (災害警戒本部) 〈警戒体制〉	1. 村の全域又は一部の地域に、気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報（特別警報を含む）の発表に伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処を要する場合 2. 暴風、豪雨その他異常な自然現象により、村の全域又は一部の地域に、災害	1. 各部・班の警戒本部要員は配置につく。 2. その他の職員は配置につく体制をとる。

	の発生するおそれがあり、警戒を要する場合	
第3 配備 （災害対策本部） 〈救助体制〉	<ol style="list-style-type: none"> 1. 村の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報（特別警報を含む）が発表され、かつ、重大な災害が発生する恐れがある場合 2. 暴風、豪雨その他異常な自然現象により、村の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生した場合 3. 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、村の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生した場合 4. 村の全域又は一部の地域に、災害救助法の適用する災害が発生した場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害救助の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく。
第4 配備 （災害対策本部） 〈非常体制〉	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害により村の全域にわたる被害が発生し、又は局地的であっても被害が特に甚大な場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全職員が配置につく。

(2) 非常登庁

水害対策本部は、常に気象予警報等に注意し、非常配備体制の発令が予想されると思われる場合は、すすんで所属長と連絡をとり、又は自らの判断により登庁する。

5. 水害対策巡視

商工観光班及び土木建設班は、気象予警報その他の方法により異常気象による危険発生のおそれがあることを知ったときは、溜め池、海岸及び漁港等の巡視を実施しなければならない。

6. 水位及び潮位の通報

(1) 水位の通報

河川等の水位を逐次、土木建設班に報告する。土木建設班は、それぞれの管理者に情報連絡を行い、情報交換に努める。

(2) 潮位の通報

海岸、漁港等の潮位の変動を絶えず監視し、危険潮位（平均潮位より2 m以上）に達したときは、直ちに土木建設班に通報する。

7. 避難の為の立ち退き

洪水又は高潮等により著しい危険があると認めるときは、読谷村対策本部は、水防法第22条に基づき、本章第5節「災害広報計画」及び第8節「避難計画」を速やかに実施する。

第12節 消防計画

災害時における消防活動は、地震・津波編第2章の「第12節消防計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第13節 救出計画

災害時における救出活動は、地震・津波編第2章の「第13節救出計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第14節 医療救護計画

災害時における医療救護は、地震・津波編第2章の「第14節医療救護計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第15節 交通輸送計画

災害時における交通の確保並びに災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、地震・津波編第2章の「第15節交通輸送計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するほか、台風・大雨時は以下の対策を行うものとする。

1. 各道路管理者及び県警察は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する

特に、避難勧告等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、市町村に伝達する

2. 県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ及び車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する

第16節 治安警備計画

災害時における村民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、地震・津波編第2章の「第16節治安警備計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第17節 災害救助法適用計画

救助法に基づく被災者の救助は、地震・津波編第2章の「第17節災害救助法適用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第18節 給水計画

災害のため飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、地震・津波編第2章の「第18節給水計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第19節 食料供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給は、地震・津波編第2章の「第19節食料供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第20節 生活必需品供給計画

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、地震・津波編第2章の「第20節生活必需品供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第21節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

災害時における被災地の感染症対策、保健衛生、し尿処理及び食品衛生監視は、地震・津波編第2章の「第21節感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第22節 行方不明者の捜索、処理及び埋葬計画

災害により死亡したと推定される者の捜索、遺体の処理及び埋葬は、地震・津波編第2章の「第22節行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第23節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去及び災害廃棄物処理は、地震・津波編第2章の「第23節障害物の除去・震災廃棄物処理計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第24節 住宅応急対策計画

住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保等は、地震・津波編第2章の「第24節住宅応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第25節 二次災害の防止計画

住宅等の応急危険度判定等の二次災害防止対策は、地震・津波編「第2章第25節二次災害の防止計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第26節 教育対策計画

災害時における応急教育対策は、地震・津波編第2章の「第26節教育対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第27節 危険物等災害応急対策計画

危険物等による災害については、地震・津波編第2章の「第27節危険物等災害応急対策計画」に定める対策を風水害や大規模事故等の特性を踏まえて、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類・規模・態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

第28節 海上災害応急対策計画

この計画は、災害対策基本法に定める災害、陸上の危険物貯蔵施設若しくは船舶からの大量の石油類等の危険物の海域への流出、海上火災その他の海上災害が発生した場合において、関係機関が緊密な連携を保ち、相互協力体制のもとに、人命及び財産の保護、海上安全の確保、流出油等の防除、危険物の特性に応じた消火等の措置を講じ、人に及ぼす被害の局限及び拡大防止を図るためのものである。

1. 災害対策連絡調整本部の設置

防除活動を円滑かつ効果的に推進するため、第十一管区海上保安本部に連絡調整本部（以下「調整本部」という。）が設置されたとき、村災害対策本部及び防災関連機関は、第十一管区海上保安本部と相互協力体制をとり災害対策を実施する

なお、連絡調整本部の設置時期は、第十一管区海上保安本部に大規模海難対策本部等が設置されたときである。

2. 実施機関

- (1) 読谷村
- (2) ニライ消防及び読谷消防署
- (3) 第十一管区海上保安本部
- (4) 沖縄総合事務局
- (5) 沖縄気象台
- (6) 陸上自衛隊第一混成団
- (7) 海上自衛隊沖縄基地隊
- (8) 沖縄県
- (9) 沖縄県警察
- (10) 日本赤十字社沖縄県支部
- (11) 事故関係企業等
- (12) 指定海上防災機関
- (13) その他関係機関及び団体

3. 海上災害発生時の通報系統

資料編（第3編 第2章）28-1を参照する。

4. 村及びニライ消防署の実施事項

- (1) 沿岸村民に対する災害情報の周知、広報
- (2) 沿岸村民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
- (3) 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施
- (4) 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）
- (5) 沿岸及び地先海面の警戒
- (6) 沿岸村民に対する避難の指示及び勧告
- (7) 消火作業及び延焼防止作業
- (8) その他海上保安官署等の行う応急対策への協力
- (9) 防除資機材及び消火資機材の整備
- (10) 事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措置の指導
- (11) 漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求等の資料作成並びに関係者への指導

5. 海上保安本部の実施事項

第十一管区海上保安本部が実施する災害応急対策は次のとおりとする。

(1) 非常体制の確立

- ア 管内を非常配備とする。
- イ 大規模海難等対策本部を設置する。
- ウ 通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力、通信の確保に努める。
- エ 巡視船艇・航空機により被害状況調査を実施する。
- オ 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告、出入港の制限等の措置をとる。

(2) 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、次により行う。

- ア 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者にも周知する。
- イ 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。
- ウ 大量の油の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知する。

(3) 情報の収集等

次に掲げる事項に関し関係機関等と密接な連絡をとるとともに、船艇、航空機等を活用し積極的に情報収集活動を実施する。

- ア 災害が予想されるとき
 - (ア) 泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運行状況等）
 - (イ) 舶交通のふくそう状況
 - (ウ) 船だまり等の対応状況
 - (エ) 被害等が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況
 - (オ) 漁港等における避難者の状況
 - (カ) 関係機関等の対応状況
 - (キ) その他災害応急対策の実施上必要な事項

イ 発災後

- (ア) 上及び沿岸部における被害状況
- (イ) 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- (ウ) 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- (エ) 船舶、海洋施設、漁港施設等の被害状況
- (オ) 水路、航路標識の異常の有無
- (カ) 漁港等における避難者の状況
- (キ) 関係機関の対応状況
- (ク) その他災害応急対策の実施上必要な事項

(4) 海難救助等

海難救助等を行うにあたっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て次に掲げる措置を講ずる。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

- ア 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視艇、航空機又は特殊救難隊に

第3編 風水害等編
第2章 災害応急対策計画（風水害等編）

よりその搜索救助を行う。

- イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視艇、特殊救難隊又は機動防除隊により消火活動を行うとともに、必要に応じ地方公共団体に協力を要請する。
- ウ 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じ火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
- エ 救助・救急活動等にあたっては、ガス検知器による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。

(5) 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮する。輸送対象の想定は次のとおりとする。

ア 第1段階

● 避難期

- (ア) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- (イ) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- (ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等
- (エ) 負傷者等の後方医療機関への搬送
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

● 輸送機能確保期

- (ア) 上記のアの続行
- (イ) 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

● 応急復旧期

- (ア) 上記のイの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活必需物資

(6) 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは「海上災害救助用物品の無償貸付又は譲与に関する省令」（昭和30年運輸省令第10号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付けし、又は譲与する。

(7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援するほか、次に掲げる支援活動を実施する。この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した災害対応型巡視船の活用について配慮する。

- ア 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。
- イ 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。
- ウ その他の支援活動については、その都度本庁と協議の上決定する。

(8) 流出油等の防除等

船舶又は海洋施設その他施設から海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずる。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるので、流出油等の漂流、拡散及び性状の変化の状況について確実な把握並びに漂流予測に努め、流出油等による影響の評価を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、関係機関と協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効率的に流出油等の拡散防止、回収及び処理が実施されるよう留意する。

- ア 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的に行うため、巡視船艇及び航空機により、又は機動防除隊を現地に出勤させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
- イ 防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。
- ウ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。
- エ 防除措置を講ずべき者、非常本部等及び関係機関等とは必要に応じて緊密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。
- オ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置等船舶の航行制限を行う。
- カ 危険物の防除作業にあたっては、ガス探知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。

(9) 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。
この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- イ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。
- ウ 海難船舶又は漂流物、沈没船その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、漁港・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線機等を通じ船舶への情報提供を行う。
- オ 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じ検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- カ 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(10) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災対法第63条第1項及び同条第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

第3編 風水害等編
第2章 災害応急対策計画（風水害等編）

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知する。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずる。

- ア 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- イ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 危険物積載船舶については、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常措置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれがある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとる。

6. その他関係機関の実施事項

(1) 沖縄総合事務局

救援船舶のあっせん並びに海上輸送及び漁港荷役作業の円滑な実施に関する指導及び連絡調整。

(2) 陸上自衛隊

要請又は状況により自らの判断により部隊等を派遣して行う次の事項。

- ア 遭難者の救護
- イ 沿岸住民の避難に必要な支援
- ウ 消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動

(3) 海上自衛隊

要請又は状況により自らの判断により部隊等を派遣して行う次の事項。

- ア 被害状況の調査
- イ 遭難者の救出・救護
- ウ 死傷病者の救出・搬送
- エ 行方不明者の捜索
- オ 沿岸住民及び付近船舶の避難に必要な支援
- カ 人員・物資の輸送等
- キ 消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動

(4) 県

- ア 村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示
- イ 応急物資のあっせん及び輸送手段の調整
- ウ 自衛隊、地方公共団体に対し応援要請、その他の応急措置
- エ 第十一管区海上保安本部の行う応急対策への協力
- オ 防除資機材及び消火資機材の整備
- カ 規模に応じ、災害対策本部等の設置
- キ 危険物施設に対する措置に関して市町村長からの要求に基づく指導又は助言

第3編 風水害等編
第2章 災害応急対策計画（風水害等編）

- ク 災害救助法適用に関する措置
 - ケ 的確な情報の収集及び関係機関への連絡通報
 - コ 災害の状況、監視結果等について適時公表及び事後の可能な限りでの環境への影響の監視評価の実施
- (5) 村及び消防署の役割
- ア 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
 - イ 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
 - ウ 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施
 - エ 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）
 - オ 沿岸及び地先海面の警戒
 - カ 沿岸住民に対する避難の指示及び勧告
 - キ 消火作業及び延焼防止作業
 - ク その他海上保安官署等の行う応急対策への協力
 - ケ 防除資機材及び消火資機材の整備
 - コ 事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措置の指導
 - サ 漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導
- (6) 警察
- ア 警備艇による油等の流出面パトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒及び取締り
 - イ 危険防止又は民心安定のための広報活動
 - ウ 住民の避難誘導
 - エ 避難地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保
 - オ 交通の秩序の維持及び通信の確保
 - カ 人命救助の実施
 - キ 災害情報の収集及び関係機関への伝達
 - ク 海上災害に係る警備実施用資機材の整備の実施
 - ケ 関係防災機関の活動に関する支援
- (7) 事故関係機関
- ア 海上保安官署への事故発生の通報
 - イ 遭難船舶乗組員の救助
 - ウ 現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を実施
 - エ 必要に応じ、付近住民に避難するよう警告
 - オ 消火活動等消防機関への協力
 - カ 防除資機材及び消火資機材の整備並びに調達
 - キ 災害対策連絡調整本部への責任者派遣
- (8) 指定海上防災機関
- ア 船舶所有者等の利用に供するための油防除資機材の保有、海上防災のための調査研究等災害予防の実施
 - イ 海上災害が発生した際、海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託を受けて、油防除等の実施
 - ウ 県及び村等の災害復旧にあたっての助言
- (9) その他関係機関、団体
- 自らの防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は、海上保安官署、その他の関係機関の応急対策に協力する。

7. 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興にあたっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、村は、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、関係機関が実施する復旧復興対策に協力する。

8. その他

- (1) 各機関は、機会ある毎に海上防災思想の普及に努める
- (2) 各機関は、海洋汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため、「海上災害防止センター」の海上災害のための措置に関する訓練事業を活用する等して人材の育成に努める。

第29節 在港船舶対策計画

災害時の在港船舶の安全確保は、地震・津波編第2章の「第28節在港船舶対策計画」に定める対策を基本に、高潮や海上警報等の状況を踏まえて実施する。

第30節 労務供給計画

災害時における労務者及び職員等の確保は、地震・津波編第2章の「第29節労務供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第31節 民間団体の活用計画

災害時における民間団体（青年団体、女性団体）の編成及び活動は、地震・津波編第2章の「第30節民間団体の活用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第32節 ボランティア受入計画

災害ボランティアの募集、受入れ等は、地震・津波編第2章の「第31節ボランティア受入計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第33節 公共土木施設応急対策計画

災害時における道路及び港湾・漁港施設の応急対策は、地震・津波編第2章の「第32節公共土木施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第34節 航空機事故対策計画

空港及び空港周辺以外の地域において墜落事故等が発生した場合には、県、市町及び防災関係機関は、空港管理者等と連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

1. 空港管理者

空港の利用にあたっては、情報収集及び緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させる。

2. 県の役割

- (1) 航空機事故が発生したときは、防災関係機関に通報するとともに、ヘリコプター等を要請して、情報収集を行う。

- (2) 村が実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町村からの要請により他の市町村に応援を指示する。
- (3) 医療救護活動を実施する必要が生じた時は、医療救護要員の派遣又は待機を行う。
- (4) 必要に応じて防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。

3. 村の役割

- (1) 航空事故の発生を知ったときは、事故の状況及び被害の規模等を収集し、把握した範囲から直ちに県及び防災関係機関に連絡する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、消火救難活動を実施する。
- (3) 死傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を実施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、負傷者の収容所及び死体収容所の設置又は手配を行う。
- (4) 災害の規模が大きく地元市町村で対応できない場合は、応援協定に基づき他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じて県に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

4. 県警察の活動

- (1) 航空機の墜落現場が不明の場合、又は航空機が行方不明になるなど航空災害発生のおそれがある場合は、情報収集にあたりとともに、県警ヘリコプター等を活用し、捜索活動を実施する。
- (2) 航空災害が発生した場合においては、直ちに事故発生地を管轄する警察署員を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。また、墜落現場が山間僻地等の場合は、現場の地形、周辺の道路状況、現場にいたる行程、気象状況等の情報を迅速に収集する。

5. 第十一管区海上保安本部の活動

- (1) 航空機が海上で行方不明となり、災害が発生したおそれがある場合は、情報収集活動及び巡視船艇・航空機を活用した捜索活動を実施する。
- (2) 海上において航空機事故が発生した場合には、巡視船艇や航空機を墜落現場へ急行させ、情報収集活動を行うとともに、海上における捜索救難活動を行う。

第35節 ライフライン等施設応急対策計画

災害時の電力、ガス、上下水道、通信等の施設の応急対策は、地震・津波編「第2章第33節 公益事業等施設応急計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第36節 農林水産物応急対策計画

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、地震・津波編第2章の「第34節 農林水産物応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、県は台風等により、農林水産物に甚大な被害をおよぼすおそれのあるときは、ただちに事前対策を樹立し、報道機関を通じて、周知徹底を図るとともに、県出先機関及び村を通じて事前対策について指導を行うものとする。

第37節 米軍との相互応援計画

風水害等における在沖米軍との災害協力は、地震・津波編「第2章第36節 米軍との相互応援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第38節 道路事故災害応急対策計画

風水害等における道路事故災害応急対策計画は、地震・津波編「第2章第35節道路災害応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第39節 林野火災対策計画

村は、林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域村民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

1. 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
2. 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
3. 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。
4. 火災の規模が大きく対応できないときは、「沖縄県消防広域応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。
5. 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
6. 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
7. 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の村民等の避難誘導を行う。

第40節 原子力災害応急対策計画

この計画は、本村に寄港する原子力艦に起因する原子力災害及び医療用等に使用される放射性物質管理施設における災害発生時の応急措置について定める。

第1款 原子力艦災害対策

1. 業務内容

原子力災害に関し、村は関係機関と協力して次の項目について実施する。

- (1) 災害情報の収集・連絡体制の整備
- (2) 活動体制の整備
- (3) 安定ヨウ素剤の確保等
- (4) 救急・救助体制の整備
- (5) 情報伝達体制の整備

- (6) 防災訓練の実施
- (7) 原子力防災に関する知識の普及と啓発
- (8) 防災業務関係者の原子力防災に関する研修
- (9) 国・県及び関係機関との連絡調整
- (10) 災害状況の把握及び伝達
- (11) 自衛隊の派遣要請（県への要求）
- (12) 他の地方公共団体等への応援要請
- (13) 村民の退避、避難のための勧告又は指示等
- (14) 飲料水、飲食物の摂取制限
- (15) 汚染農水産物等の出荷制限等
- (16) 災害復旧
- (17) 各種制限措置の解除
- (18) 風評被害の軽減
- (19) 相談窓口の設置
- (20) 防護資機材の整備
- (21) 広報活動
- (22) その他災害対策に必要な措置

2. 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

村は、関係機関との間において、国（外務省・沖縄防衛施設局）から通報・連絡を受けた事項等、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡する等、連絡を密にする。

3. 活動体制の確立

原子力災害に関し、村は関係機関と協力して次の項目について実施する。

- (1) 村は事故等の状況に応じ、県の活動体制に準じた体制をとる。
- (2) 村は、災害応急対策上必要と認めるときは、次の応急対策を実施する。
 - ア 救出・救助・救急活動
 - イ 周辺住民等に対する災害広報
 - ウ 警戒区域の設定
 - エ 周辺住民等に対する屋内退避又は避難の勧告、指示、避難誘導
 - オ 避難所の開設・運営管理
 - カ その他必要な措置
 - キ 村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し応援を求め、若しくは知事に対し応援を求め又は応急措置の実施を要請する。

4. 屋内退避、避難収容等の防護活動

- (1) 村は、県、県警察、消防機関及びその他防災機関と緊密に連携し、人命の安全を第一に周辺住民、旅行者、滞在者の屋内退避、避難誘導その他防護活動を行う。
- (2) 村は、県、県警察、消防機関及びその他防災機関と協力し、村民等の避難誘導等にあたっては、避難場所の所在地、事故の概要その他の避難に資する情報の伝達に努める。
- (3) 村は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により村民等の避難状況を確認する。

5. 飲料水、飲食物の摂取制限等

- (1) 飲料水、飲食物の摂取制限

村は、県の指示に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。

(2) 農水産物等の採取及び出荷制限

村は、県の指示に基づき、農水産物等の生産者、出荷機関の責任者等に汚染農水産物等の採取・漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を講じる。

(3) 飲料水の供給

村は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて村防災計画に基づいて、村民への応急給水措置等を講じる。

また、応急給水について他の市町村の支援を必要とする場合は、「沖縄県水道災害相互応援協定」に基づいて、応援給水の要請を行う。

6. 緊急輸送活動

村は、緊急輸送の必要があるときは、県、県警察、関係防災機関と協力して、本章第15節「交通輸送計画」に基づいて実施する。

7. 救助・救急及び医療活動

(1) 救助・救急活動

村は、事故の状況に応じて、県、県警察、関係防災機関と協力して職員の安全確保を図りながら、救助すべき者の把握に努め、人命救助等必要な措置を実施する。

(2) 医療活動等

ア 緊急被ばく医療活動の実施

村は、村民が被ばく又は汚染のおそれがあるときには、国及び県と連携して、緊急被ばく医療活動を実施する。

イ 医療従事者の派遣要請

村は、必要と認められる場合は、県と協力して国立病院等及び県立病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。

ウ 汚染検査等の実施

村は、医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの業務に協力する。

エ 安定ヨウ素剤の服用指示

村は、村民の放射線防護のため、県の指示に基づいて、あらかじめ定められた配布計画に基づいて、安定ヨウ素剤を村民へ配布し、服用を指示する。

8. 村民等への的確な情報伝達活動

(1) 村民等への情報伝達活動

ア 村民等への広報

村は、原子力災害の特殊性を勘案し、村民等に対する情報提供が迅速かつ的確に行われるよう国及び県との連携を図り、防災行政無線及び広報車等のあらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

イ 実施方法

村民等への情報提供に当たっては、以下に配慮する。

(ア) 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備する

(イ) 利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報する

(ウ) 各防災関係機関は相互に連携し、情報の一元化を図る

ウ 要配慮者への配慮等

村は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報

第3編 風水害等編

第2章 災害応急対策計画（風水害等編）

を適切に提供する。

なお、その際、民心の安定及び高齢者、障がい者、外国人、乳幼児その他のいわゆる要配慮者に配慮した伝達を行う。

エ 広報内容の確認

村は、県及び関係機関からの情報内容を十分に確認した上で村民等に対する情報の公表、広報活動を行う。

オ 多様な情報伝達手段の活用

村は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという村民のニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

(2) 村民等からの問い合わせに対する対応

村は、速やかに村民等からの問い合わせに対応するため、県と協力して専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。

第2款 放射性物質管理施設災害対策

医療用等に使用される放射性物質管理施設において、火災その他の事故が発生した場合において、その管理者は、従業者自ら救助活動を実施する場合又は消防機関等へ出動の要請をする場合は、救助活動を行う者に対し、発災場所が放射性物質管理施設であること及び被爆危険範囲並びに当該放射性物質の性質を十分に周知させる。

第3章 災害復旧・復興計画（風水害等編）

第1節 公共施設災害復旧計画

公共施設の災害復旧対策は、地震・津波編第3章の「第1節公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第2節 被災者生活への支援計画

被災者の災害相談、住宅復旧、融資、見舞金等の支給、税の減免、職業あっせん等は、地震・津波編第3章の「第2節被災者生活への支援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第3節 中小企業者等への支援計画

災害時の被災農林漁業者、被災中小企業者に対する融資対策は、地震・津波編第3章の「第3節中小企業者等への支援」に定める対策のほか、風水害等の被害特性を踏まえるものとする。

特に、台風被害では、さとうきび、葉タバコ等の農作物被害が顕著になりやすいことを踏まえて復旧を促進するものとする。

県（経営金融課）は、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、あっせんを行うものとする。

第4節 復興の基本方針

復興計画やまちづくりは、地震・津波編第3章の「第4節復興の基本方針」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。